

## 第72回 人権週間 ～人権啓発キャッチコピー～

# 『「誰か」のこと じゃない。』

12月4日(金)～10日(木)は人権週間です。家庭や地域、職場、学校で、家族や友達などみんなと身近なことから人権について考えてみませんか。

### 人権週間における取り組み

#### ・啓発活動

時 12月4日(金)午前7時30分～8時

所 JR守山駅周辺

内 啓発物品の設置や広報活動

#### ・人権教室

幼稚園や小学校などで、人権擁護委員による人権に関する紙芝居や図書の読み聞かせを実施し、子どもたちと一緒に、身近なことから人権について考えます。

### 人権擁護委員・推進員の取り組み

各学区の人権擁護委員と人権擁護推進員は、人権啓発活動などさまざまな人権問題の解決に向けて、協力して取り組んでいます。

#### ・人権擁護委員による人権相談

時 毎月第1・3木曜日の午前9時～正午  
(祝日・年末年始を除く)

所 ライズヴィル都賀山 3階 会議室(スターチス)

料 無料

他 秘密厳守



### 法務局の取り組み

#### ・人権相談

人権擁護委員および法務局職員が人権相談に応じます。対面相談のほか、電話やインターネットでも相談できます。

全国共通人権相談ダイヤル

☎0570(003)110

時 平日午前8時30分～午後5時15分



インターネット  
相談

☎ 人権政策課 ☎・☎(582)1116 ☎(582)0539

人権教室の様子

## 事前登録型本人通知制度をご存じですか

☎市民課 ☎・☎(582)1122 ☎(583)9737

事前登録型本人通知制度とは、市内に住民登録や本籍のある人が事前に登録することで、その人の住民票の写しなどを本人以外(本人の代理人や第三者)に交付したときに、その交付した事実について登録者本人に通知する制度です。

住民票の写しや戸籍謄抄本などの交付で、身元調査や人権侵害につながる不正請求の早期発見につながります。登録方法など詳しくは、市民課へお問い合わせください。